

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社中島工務店	代表者名	中島 寿之
主たる営業所の所在地	佐賀県嬉野市塩田町真崎1481		
許可番号	佐賀県知事許可 (般-27)第6574号	許可を受けている建設業の種類	大

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年7月30日	処分を行った者	佐賀県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項(第2号該当)		
処分の内容 建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し			
処分の原因となった事実 有限会社中島工務店の取締役は、過失運転致死罪により、禁錮刑(執行猶予付き)の判決を受け、平成30年8月22日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項			